

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2	特定子ども・子育て支援施設等の確認	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の4第1項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等（法第7条第10項に規定する子ども・子育て支援施設等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める基準が遵守されていること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年府令第39号）に定める基準（特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）に係るものに限る。）に適合すること。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。